

八王子市融資あっ旋制度 のご案内

八王子市の融資あっ旋制度とは？

この制度は、八王子市内で小規模事業を営んでいる、又はこれから営もうとしている事業者の方が、事業に必要な事業資金について、有利な条件で融資を活用するために、取扱金融機関に対して融資のあっ旋をする制度です。
条件を満たした場合、市からの利子補給と東京都からの信用保証料の一部補助を受けることができます。

※市、金融機関及び信用保証協会の審査結果によっては、融資を受けることができない場合があります。

※市が直接、資金を融資するものではありません。

ご利用いただける方

原則として、以下の要件をすべて満たしている事業者がご利用いただけます。
(創業者の場合、創業後に条件を満たすこと)

- 事業を営んでいる、または営もうとする法人・個人で、**従業員数が下表の数以下**であること。

融資種類	製造業等 (物流業含む)	商業/サービス業等 (医業含む)
小規模企業資金/企業活力資金	20人	5人
上記以外の資金	40人	10人

- (法人) 八王子市内に本店登記を行っていること(本店に事業実態がない場合は市内に事業所を有すること)。本店登記地が市外の場合、市内に事業所を有すること。
- (個人) 八王子市内に事業所を有すること。
- **八王子市内で1年以上事業を継続していること。**※一部融資種類を除く
- 信用保証協会の**保証対象業種**であること。
- 許認可・届出等を要する業種については、その**許認可等を受けている**こと。ただし、創業支援資金を申し込む場合は、開業までに受けること。
- **租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと(法人においては代表者も含む)。**
- 現在かつ将来にわたって、八王子市暴力団排除条例(平成23年12月15日条例第23号)に規定される暴力団等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
- **各資金の個別要件を満たしていること**

申込期間

令和8年(2026年)4月1日 ~ 令和9年(2027年)3月31日

八王子市役所 産業振興推進課(市役所本庁舎6階)

〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24番1号

電話: 042-620-7252 FAX: 042-627-5951

受付時間 (9:00~12:00、13:00~17:00)

※土・日・祝祭日・年末年始除く

必要書類

下記の書類は八王子市に提出する書類です。

金融機関では別途必要書類を定めておりますので、**事前に金融機関に相談**してからご用意ください。

個人の場合

- 1 融資あっ旋申込書
- 2 情報提供の取扱に関する同意書
- 3 印鑑証明書 ※写し可
- 4 八王子市個人住民税納税証明書（直近分）
※令和7年度分（令和6年所得分）
※課税額が0円の場合は非課税証明書
※写し可
- 5 八王子市固定資産税納税証明書
※令和7年度分
※写し可
- 6 その他市及び金融機関等から提出を求められた書類

法人の場合

- 1 融資あっ旋申込書
- 2 情報提供の取扱に関する同意書
- 3 印鑑証明書 ※写し可
- 4 履歴事項全部証明書 ※写し可
- 5 八王子市法人住民税納税証明書（直近分）
※写し可
- 6 八王子市個人住民税納税証明書（直近分）
※法人の場合は代表者分
※令和7年度分（令和6年所得分）
※課税額が0円の場合は非課税証明書
※写し可
- 7 八王子市固定資産税納税証明書
※法人及び代表者分
※令和7年度分
※写し可
- 8 その他市及び金融機関等から提出を求められた書類

+

資金使途が設備資金の場合

- 1 見積書または契約書
- 2 設備投資計画書
(融資メニュー：設備資金の場合のみ)

創業支援資金の場合

- 1 個人：開業届の写し
法人：法人設立届の写し
- 2 創業計画書

その他メニューや特例の場合

- 1 各要件に定める書類

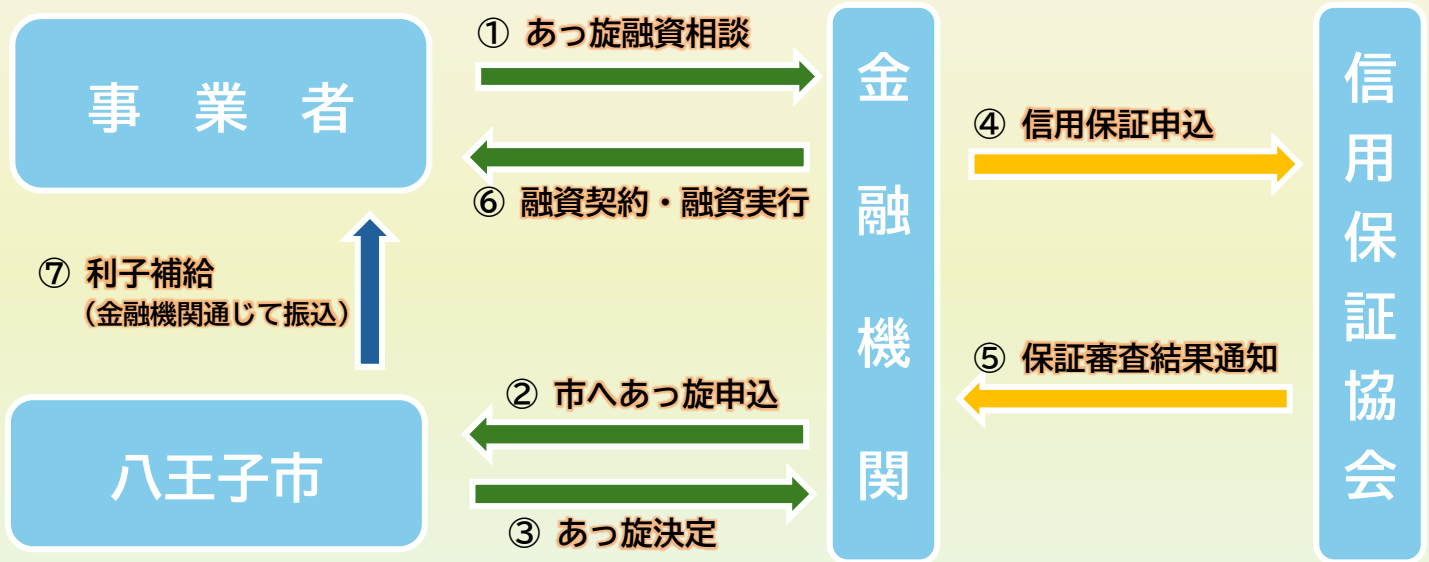
※特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は別途次の書類が必要になります。(特定非営利活動推進法第28条に規定する次の書類)
①事業報告書 ②計算書類(活動計算書及び貸借対照表) ③年間役員名簿 ④社員のうち10人以上の者の指名及び住所を記載した書面

各証明書の発行先

証明書の種類	発行機関
住民税納税証明書	・市役所住民税課 ・市役所各事務所
固定資産税納税証明書	・市役所住民税課 ・市役所各事務所
個人の印鑑証明書	・市役所市民課 ・市役所各事務所

証明書の種類	発行機関
履歴事項全部証明書	・法務局
法人の印鑑証明書	・法務局

あつ旋融資の流れ



八王子市あつ旋融資制度ご利用の場合は、初めに取扱金融機関へご相談ください。

1 あつ旋融資相談	金融機関に融資相談し、申込書等の必要書類をご用意ください。
2 市へあつ旋申込	金融機関に申込み後、金融機関が市にあつ旋申込みを行います。
3 あつ旋決定 4 信用保証申込	市があつ旋決定後、金融機関が東京信用保証協会に保証申込みを行います。
5 保証審査結果通知	東京信用保証協会より金融機関へ保証審査の可否が通知されます。
6 融資契約・融資実行	融資契約（金銭消費貸借契約）後、金融機関により事業者に対して融資が開始されます。 ・金融機関から発行される融資返済予定表に基づき、融資の返済をしてください。 ※返済方法は元金均等払いです。（証貸一括を除く）
7 利子補給	【利子補給】 融資契約（金銭消費貸借契約）時まで利子補給金請求委任状を金融機関に提出してください。 ・年2回（入金時期：11月末頃、5月末頃）、金融機関を通じて八王子市が利子補給金を振り込みます。 ※期間中の利子について、入金までの間は自己負担となります。

関係機関連絡先

関係機関名	電話番号
東京信用保証協会八王子支店	042-646-2511
八王子税務署	042-697-6221
東京法務局八王子支局	042-631-1377

対象となる資金

- 運転資金は事業を営む上で必要な仕入費用や諸経費等が対象です。
- 設備資金は**市内**の事業所等において必要な設備(営業所等開設・改装・機械・車両購入等の償却資産)が対象です。
- 資金使途が自動車購入の場合は原則事業用車両が対象です。貨物自動車、旅客自動車、その他事業に要する特殊車両等以外の車両については、500万円があつた融資限度額となります。
- 事業以外に要する資金や、借入金の返済に要する資金、投機資金、納税資金は対象外です。

利子補給について

- 利子補給の期間については融資あつた制度一覧の補助内容をご確認ください。
融資契約(金銭消費貸借契約)時までに、利子補給金請求委任状を金融機関に提出して下さい。
- **利子は年2回、金融機関経由で事業者へ振り込みます。**
 - ・振込時期 3月～8月に発生した利子については11月末頃を予定
9月～翌年2月に発生した利子については翌年5月末頃を予定
 - ※入金までの間は事業者の自己負担となります。
- 利子補給の期間内であっても、内入れを除く条件変更(元金据置措置、割賦金額の軽減措置等)を行った場合は、前月の約定返済日までの利子を利子補助の対象とします。
- 利子補給期間内に対象融資の繰上完済を行った場合は、前月の約定返済日までの利子を利子補給の対象とします。
- **年2回の利子補給を決定する時点において市外移転、廃業など、利子補給資格を喪失している場合は、利子補給を受けることができません。**

信用保証料補助について

- 東京都との連携制度(融資あつた制度一覧の中で、制度名の前に★マークがついているもの)については、東京都が定める条件を満たした場合、東京都から信用保証料の補助を受けることができます。
- それぞれの制度の補助率については、東京都の制度一覧で確認するか、ご利用予定の金融機関へお問い合わせください。

設備資金(GX特例)の利用について

- 当メニューをご利用の場合は**市へのあつた申込時に【設備資金GX特例に係る適合通知書】**が必要になります。ご利用を検討する場合はあつた申込前に産業振興振興課へ**【設備資金GX特例に係る事前確認申請書】**を提出し、適合通知書を取得してください。

その他の留意事項

- 返済方法は元金均等払いです。(証貸一括を除く)
- 「運転」、「設備」、「小規模」および「創業支援」(以下、「一部制限付資金」という)の各資金の利用者で、**最終返済期日より36か月以前に繰上完済した場合、繰上完済日から6か月間、新たに「一部制限付資金」のあつた融資を受けることができません。**
- NPO法人で申し込みされる場合は、事前に東京信用保証協会へご相談ください。
- 取扱金融機関については、市のホームページをご覧ください。
<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/014/005/001/p006509.html>
- 東京都制度の詳細については、東京都産業労働局のホームページをご覧ください。
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/>



(八王子市HP)



(産業労働局HP)